

顧客納入先各位

【 エマックス東京の違法販売行為について】

電気用品安全法に関する注意

(株)日本建装工業は米国エマックス社と1995年5月12日に電子瞬間湯沸器「エマックス」の日本に於ける独占販売契約を締結し、今日に至るまで日本国内で活発に販売活動を行っています。製品は当然日本の経済産業省が定めた電気用品安全法の事業届け及び水道法に基づき、日本の技術基準に適合させて米国メーカーにて日本向けに製造された製品です。しかしながらご承知の通り、「エマックス東京」を名乗る会社が、エマックス製品を米国内の末端販売業者から直接日本国内に輸入し、製品の電気定格をも米国仕様のまま(120V～277V)で販売をしています。それにより、ここ数年来彼らが販売した製品に特に焼損等のトラブルが多発し、弊社に多くの苦情が持ち込まれるといった事態が年々増えています。下記の電気用品安全法に定められた手順を充分ご確認の上、厳重に注意して頂く様お願い致します。添付写真をご参照下さい。

1. 事業の届出(電安法第3～6条) — 輸入事業者届出の義務
2. 技術基準適合義務(電安法第8条1項) — 米国~~発~~工場で実施した試験記録の保存(弊社にて同記録のコピーを全品保存)
3. 適合検査義務(電安法第9条) — エマックス製品は特定電気用品ではないが、UL等の検査を受け、各型式の適合検査記録が保存されている。(弊社にて同記録のコピーを全品保存)
4. 検査等の義務(電安法第8条の2項) — 届出事業者は以上の技術基準に適合しているかどうかを検査し、これらの検査記録を保持する義務がある。(弊社にて同記録を全品保存)
5. 表示の義務 — 届出事業者が電気用品を販売する為には、前途の全ての義務を履行し、その製品に経済産業省の定める表示を付す必要がある。
6. 販売の制限 — 以上の所定の手続きが全て正式に履行されなければ販売行為は行えない。

(株)日本建装工業